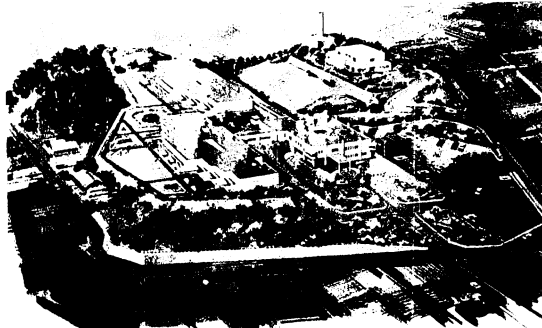


人 口		世帯数	
総 数	男	女	
(+72) 52,075	(+33) 24,960	(+39) 27,115	(+25) 13,315

()内:前号との比較
()内:前号との比較

突った父親の願い 障害児の楽園が市内に実現

緑の台地に建設される
若楠療育園の完成予想図



障害児を持つ一人の父親の熱い願いがみのり、市内に、重症心身障害児(者)が一生を「安心して住める家」が、来年4月開園しようとしています。その名は「若楠療育園」。市内今町の旧共同養鶏場跡の用地2万7000平方メートルに、第1期工事が進められていますが、ここは緑に囲まれた台地で北に九千部山地、南には鳥栖インターが望める素晴らしい環境です。

安心して住める家をどうしても造りたいという願いからです。

第1期工事では管理棟と居住棟を建設し50人が入園できるようにしますが、この事業費は約3億円。日本自転車振興会から約2億600万円、佐賀県から約4100万円の補助金を受け、横尾さんが約650万円の寄付(土地提供)をするほか、約4000万円の借入金などでまかなうことになっています。計画ではさらに55年3月まで建設工事を継続し、最終的に100人が暮らせる「若楠のさと」を完成することになっています。

建設を思い立ったのは、山浦町の横尾英彦さん(43歳、横尾物産(株)社長)で、社会福祉法人若楠の理事長として、県内の同じ立場にある人々の願望をにない、事業の推進に努力しています。横尾さんが若楠療育園の建設を思い立ったのは、現行の児童福祉法では、満18歳までの重症心身障害児にしか援助の手がさしづべられず、成人になった障害者が空白地帯に放置されているところから、一生

県婦人児童課の話によると、県内の在宅患者数は160人といいます。家族のかたがたの若楠療育園にかける期待はさぞ大きいものがあるでしょう。私たちも及ばずながら同園の無事落成と健やかな発展を心から祈らずにはおれません。

なお、同園事務局には、別記のサークル四季のおむつつくりをはじめ、壁画奉仕製作、植木、庭石寄贈などの善意が寄せられ関係者を喜ばせています。

おむつつくりを奉仕 サークル四季

若楠園では、毎日たくさんのおむつが必要になりますが、サークル四季のメンバーが、今、一生懸命おむつづくりの奉仕をしています。一般の人で、手伝おうという人は、商工会議所内・横山英さん(四季会長)へ連絡してください。

保育所入園の申請はじまる

市は、来年4月保育所に入園する子どもの申請を、12月5日から12月24日まで、各保育所または福祉事務所で受付します。現在通園中で、来年も引き続き入りたい場合も改めて申請が必要ですよ。

- 人がいる家庭は除かれます。
- (3)母親が死亡や行方不明などによりいない場合。
 - (4)母親が出産の前後であったり、病気であったり、心身に障害があったりする

- ので子どもの保育ができない場合。
- (5)子どもの家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人がいるため、母親がいつもその看護に当たっている場合。
 - (6)水災や風水害や地震などの不幸があり、家屋を失ったり破損したため、その復旧の間、子どもの保育ができない場合。

保育所へはいれる基準

保育所へはいれる子どもは、その家庭が次のいずれかの事情にある場合です。しかし次の(1)から(5)までの場合でも、母親以外に子どもをみくれる人がいる場合は入園できません。

- (1)母親が昼間、家庭外で仕事をする場合
- (2)母親が昼間、子どもと離れて家事以外の仕事をする場合。しかし父親がその仕事に従事して、そのための使用

母子家庭見舞金の申請をどうぞ

母子家庭見舞金の申請を12月5日から20日まで福祉事務所へ出してください。この見舞金は母子家庭や父子家庭で、義務教育終了前の子どもを扶養している場合、または父母の両方が死亡したことな

どにより、上記のような子どもを養育している人に、励ましの意味で贈るものです。このような人で、12月1日現在、鳥栖市に1年以上住んでいて、子どもといっしょに暮らしている人は申請してください。

申請は期間中の午前9時から午後4時まで。印鑑を持っておいください。申請されるとすぐ見舞金をお渡します。

ランドセルを母子家庭へチャリティーセールに御協力を 〈ライオンズクラブ〉

鳥栖ライオンズクラブ(佐藤謙太郎会長)は、「とすの市」期間中の12月4日(日)午後3時から5時まで、東町商店街、春栄堂横の広場でチャリティーセールを行い、会員持寄りの品物をみなさんに買っていただきます。売上金で、来年新入学する母子家庭の子どもにランドセルを購入して贈ることにしていますので、みなさま御協力ください。

12月の移動図書館

- 12月7日▼10:20~11:20旭団地公民館前広場▼11:40~12:00儀徳町住宅広場▼12:20~13:20山都町公民館▼13:40~14:30平田町麓駅前▼14:40~15:30山浦団地広場▼15:40~16:00農協支所前
- 12月8日▼10:20~11:30浅井アパート▼11:50~12:40田代公民館▼13:00~14:00曾根崎町老松宮▼14:20~15:00高田町公民館

おわび 紙面の都合により、窓口案内市内スーパーの物価調・寄付は掲載できませんでした。

保育所の所在と定数

名称	所在地	定数
鳥栖園	秋葉町一丁目	105人
小鳥園	本町三丁目	90人
いづみ園	藤木町	75人
白鳥園	曾根崎町	90人
下野園	下野町	75人
田代保育園	田代大官町	180人
慈光保育園	山浦町	90人
めぐみ保育園	村田町	90人

新成人から原稿を募集

市教育委員会は、来年1月15日の成人の日を記念して、成人を迎えた人から原稿を募っています。次の3つのテーマの中から選んで、1人1000字程度にまとめ、12月17日(土)までに市教委社会教育課へ出してください。採用の方は1月15日号とす市報に掲載し、記念品を贈ります。

- テーマ
- 私の結婚観
 - 車社会を考える
 - 私の職場感

(53年1月15日成人式を迎える人は、昭和32年4月2日~33年4月1日生まれの人です。)

★鳥栖市長選挙の説明会…12月20日(火)午前9時から、市役所2階第5会議室であります★

好ましくない映画
などの自主規制
映画・演劇等興行者
のみなさんへ

その内容が青少年の性的感情を刺激したり、粗暴性、残虐性をそそったり助長したりするおそれのある映画・演劇等は、青少年に見せないように努めなければなりません。(自主規制・第9条)

また、青少年によくない映画・演劇等を知事が有害興行として指定します。指定されたものは青少年に見せてはならないことはもちろん、入場を禁止する掲示をしなければなりません。(有害興行の観覧の禁止・第12条)

午後11時から午前4時までの間の興行等については青少年を立ち入らせてはならず、立入りを禁止する掲示が必要です。

有害図書などの販売規制
週刊誌・雑誌等
販売業のみなさんへ

本・雑誌その他の印刷物・絵・写真・映画フィルム・スライド・録音・録音テープ・録音盤で、青少年に好ましくないものを青少年に売ったり、貸したり、視聴させたりしないように努めなければなりません。(自主規制・第9条)

また、青少年に好ましくない図書等は知事が有害図書として指定します。指定されたものは、もちろん青少年に売ってはいけません。

有害がん具・刃物類なども
がん具・刃物類等
販売業のみなさんへ

がん具刃物類を売る人は、それが人に危害を及ぼしたり、青少年の非行を誘ったりするようなものは、売らないように努めなければなりません。(自主規制・第9条)

青少年に良い環境を

11月から施行された『佐賀県青少年健全育成条例』のあらまし

条文は、6章・33条から成っていますが、ここでは、とくに青少年に関係のある業界の規制・制限を中心に、そのあらましをご紹介します。

危険ながん具刃物類は知事が指定し、指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

有害映画・ポスターには、警告や撤去命令も、広告物の管理者のみなさんへ

映画ポスター、看板等の広告主、青少年に好ましくない内容のものとして指定されたり、自ら努めなければなりません。好ましくないものは知事からの管理者に必要を警告をします。これに従わない場合は、広告物の内容の変更などの命を出します。

深夜・夜への立入禁止

遊技場営業許可を得た遊技場は、午後11時から翌午前4時までの間に青少年を遊技場に立入らせてはならず、また、立入りを禁止する掲示をしなければなりません。

図書館が有害図書や有害興行の自主規制、衛生用品販売の規制

自動販売機を取扱うみなさんへ

青少年に好ましくない図書・がん具刃物類を自動販売機で売らないよう、取扱業者は自ら努めなければなりません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

市内には、ポルノ雑誌を扱う自動販売機指定された物は青少年に売ったり貸したりはできません。

用することを知らないながら場所を提供したり、周旋してはなりません。

金銭貸付け等の制限

質屋・古物商・
貸金業のみなさんへ

質屋は、保護者の委託や同意などの正当な理由があると認められる場合のほか、青少年から物品を質にとってお金を貸し付けてはなりません。

古物商は、正当な理由があると認められる場合のほか、青少年から古物を買ったり、委託を受けて売ったり、または青少年と古物を交換してはなりません。

貸金業の届出をした人は、正当な理由があると認められる場合のほか、青少年に金銭の貸付け、またはその媒介をしてはなりません。

深夜外出等の制限

どんな人でも、保護者の委託や同意を得ないで深夜(午後11時から翌午前4時まで)に青少年を連れ出してはなりません。

この条例に違反すると、それぞれ罰金や料金の罰則を受けますが、条文の大部分は、関係者が自らすすんで規制に努めると共に、県民みんなで青少年によりよい環境を与えることを望んでいます。

環境浄化モデル地区

委員が浄化活動へ

を行うことになりました。

育成委員の構成団体および構成員は次のとおりです。

- PTA・婦人会・子どもクラブ・高校生徒指導主事・小中学校生徒指導担当者・青少年育成推進指導委員(4人)・少年輔導員

問われる、おとなの姿勢

11月16日佐賀市で行われた環境浄化県民大会で、鳥栖警察署の婦人輔導員・中村練佐さんは、日ごろの活動で輔導した少年たちの例をあげて、すべてのおとなが、地域の青少年にほんとうの愛情を注いでほしいと訴えました。以下はその要点です。

物事のよし悪しの判断ができないう少年たちに「表現の自由」が与え、おとなたちの無責任さが、次のような事件を起こした。

●ポルノ雑誌に刺激され、留守の家に干してある女性の下着を盗んだ高校1年の

男子(雑誌は自動販売機から買った)

●同じような雑誌等を読んで、女性の体にさわりたい欲望を押しえきれず、一人歩きの女性に乱暴しようとした。

●テレビの事件ものにヒントを得て、薬で眠らせて金を奪うため母校の実験室からクロロホルムを盗み出した。このケースの少年たちは、両親健在のごく普通の家庭で育ち、それまで輔導を受けたことなどない。

おとなのもうけ主義が、少女たちに、こんなことを……

●ほろよい気味の15歳と16歳の少女。一

A子が約1か月ぐらい働いていたスナックにB子が迎えに行き、いっしょに客の相手をして深夜まで酒を飲んだ。

●15歳の少女たち3人を、自分のスナックで働かせていた経営者が検挙された。

●久留米市の女子中学生が、鳥栖地区のホテルに誘われた。――受付に中年の女性がいたにもかかわらず、オカッパの女どけいな少女に何の疑問もいかなかったのだろうか。

自分の子どもの非行を恐れ、幸せを願わぬ親はないと思います。だが友だちと共に生き、成長して行く子どもたちには、地域の人々の深い個人愛とわが子同様の愛を持った社会的母性愛が必要ではないでしょうか。

●少年たちが、たまり場で飲酒・喫煙・異性交遊等にふけているのを知りながら、隣近所の人たちは、一声かけたり、警察に知らせるなど全然していなかった。

●仲よしの小学生4人グループが、盗みをした。――母親たちは「○○ちゃんに誘われたんだろう。もう○○ちゃんと遊んだらいけない!」「盗んだものは、弁償すればいいんでしょ」といった具合で、反省の色もなかった。

●10月中にシンナー等の乱用で鳥栖地区で17人が輔導された。――シンナー等を買った塗料店や金物店等で、「何に使うか、名前や年齢・住所は?」と質問されたり、「シンナー遊びはしないようにね」といった「愛の一声」をかけてもらったものは1人もいなかった。

生活ゾーン内の交通規制

鳥栖警察署が、かねて地区説明会を開いて協力を得た「生活ゾーン内の交通規制」が次のとおり近く実施されます。しばらくは指導期間ですが、道路に標識が立ったら本格的に規制が始まります。次にあげる規制は、従来の規制にさらに加わるものです。

- ◆**駐車禁止**◆ 生活ゾーン内では、すべて終日駐車禁止です。
- ◆**一方通行**◆ すべて終日の一方通行でその区間は次のとおり。
 - ①大正町商店街通り（北から南への一方通行）
 - ②Aコープ西側通り（南から北への一方通行）
 - ③本町公民館東通り（北から南への一方通行）

- 方通行）
- ④布津原町の川をはさんだ東西の通り（東側は北から南へ。西側は南から北への一方通行）
- ⑤蔵上町のバイパスから川久保県道までの通り（東から西への一方通行）
- ⑥本鳥栖町、専売公社引込線南側通り（東から西への一方通行）
- ⑦本鳥栖町、大木橋から大木川沿いの南側通りの100m（東から西への一方通行）

◆**歩行者、自転車の専用道路**◆

午前7時～同9時は、人と自転車だけ通行できます。ただし通行許可証のある車はいつでも通行できます。

ただ今指導期間です

- ①基里公民館の東通り
- ②真木町、歩行者用信号機の交差点～轟木町ガード下まで
- ③轟木町、クラタ石油～同町ルンビニ幼稚園まで
- ④ココ・コーラ前三差路～日子神社
- ⑤元町運動広場南通り（秋葉町、高田鮮魚店～元町、山幸食品）
- ⑥本町公民館東通り
- ⑦門司南科～鉄道学園西二差路まで
- ⑧元町、大塚電気～本町二丁目永瀬南科前まで
- ⑨永瀬南科～本町一丁目水田電装まで
- ⑩本町一丁目松隈商店～弥永文具店まで

- ⑪駒鳥幼稚園前通り
 - ⑫村上小児科裏～古野町、陣内氏宅まで
 - ⑬建設省鳥栖維持出張所前～田代町昌松尾氏宅まで
 - ⑭田代小学校東側通り
- ◆**大型車通行禁止**◆
- ①永吉クリニック前通り
 - ②日通鳥栖事業所倉庫前通り
 - ③基里中学校裏通り
 - ④鳥栖北小学校前通り
 - ⑤西鉄バス前交差点～平田町乗目交差点まで
 - ⑥九州工業技術試験所西通り
- ◆**その他**◆
- 一時停止が58か所、速度制限が87区間、駐車禁止路側帯が8か所のほか、横断歩道、指定方向外進行禁止、追越し禁止等が増えました。



子どもの相談はここで、早目に

こんな困ったことはありませんか？

家庭児童相談室は、すべての子どもが問題なく健全に育つように、もし問題があっても早目に気づき、早い時期に治療するよう相談するところで、市福祉事務所内にあります。専門の相談員として、久保一郎さんと河野タマエさんが相談を受け助言しています。

- 家庭内のいざこざのため、子どもが不幸になっている
- 両親が共働きのため、子どもが放っておかれている
- 両親が病気になる
- 片親のため、子どもが不幸になっている
- 突然、夫（妻）に死なれたり、蒸発されたりして、子どもの養育ができない
- 体の不自由な子どもが

●神経質、意地悪、引込み思案など、子どもに性格上の問題がある

●知恵おくれ、言葉のおくれなど、子どもに知能上の問題がある

●学業不振、登校拒否（怠学）など学校生活になじめない子どもがいる

●盗み、乱暴、不良交友などの非行に走りやすい子どもがいる

●精神薄弱児を抱えて、その養育の仕方がわからない。

秘密は守られる

相談、調査、診断などの秘密は、必ず守られますから、安心して相談してください。また、出向きにくい人は、手紙か電話で知らせれば、相談員が出向きます。

●相談は無料。●毎日午前9時から午後4時まで（土曜日は正午まで）

（電話 ☎3111、内線 295）

12月の納税

（期限は12月25日）

**固定資産税第3期分
国民健康保険税第5期分**

このほかに納め忘れはありませんか。12月は1年のしめくりの月です。もう一度ご確認ください

★古い家を解いたときは、早目に税課課に届けてください。届出がないと、そのまま固定資産税がかかります。届出用紙が税務課窓口にありますので印鑑を持っておいでください

あなたもダンスパーティーへ

勤労青少年ホーム

鳥栖市勤労青少年ホームで、働く青少年の社交ダンスパーティーを開きます。余暇を利用して友だちづくりのできる機会です。気軽にお出かけください。参加料はかかりません。

- とき 12月17日（土）午後6時～9時
- ところ 鳥栖市勤労青少年ホーム内スポーツ室
- 資格 25歳未満の働く青少年
- ※必ず上靴を御持参ください。

社交ダンス教えます

鳥栖市青年団体連絡協議会

- おどれない人、もう少しおどれるようになりたい人、初歩から始めましょう。
- 期間 12月4日（日）～10日（土）
 - 場所 中央公民館（本町三丁目）
 - 時間 午後6時から午後9時まで
 - 会費 1人 300円。何日出席してもよいのですが、ぜひ一週間通して御

- ブルース、その他
- 連絡先 平田登志子 ☎2171

人権相談所ひらく

人権相談所が次のとおり開かれます。これは12月4日から10日までの人権週間の行事の一つとして佐賀地方事務局および佐賀人権擁護委員協議会が開くもので無料です。相談の秘密は守られます。

人権を不当に侵された人、農地、借地借家、金銭貸借、戸籍、登記、相続、扶養、その他一般の法律問題で悩んでいる人はぜひお出かけください。

- 期日 12月14日（水）午前10時～午後3時まで
- 場所 鳥栖市役所2階第1会議室
- 担当者 佐賀地方事務局職員および市内の人権擁護委員（檀黎さん、平塚常雄さん、横尾貞美さん、仁田仁三郎さん、津田明さん）

農地の売買・転用は届出

農地を売買または貸借したいとき、または自己所有の農地を他の目的に転用したいときは、農地法に定められた許可または届出の手続きがいりますから、必ず農業委員会です定の手続きをとってください。

手続きをしないで転用などをした場合は、事業の中止などの取扱いをされることとなりますから、事前によく調べようおすすめします。

農業委員会事務局（内線234・235・305）

＝**手続きのあらまし**＝

区分	内容	申請人	関係法令
●所有権の移転。 ●賃貸借権・使用貸借権・使用収益権など権利の設定若しくは移転。	農地の売買または貸し借りをするとき。	売買または貸し借りする当事者双方。	農地法第3条1項
	農地以外に転用するための売買または貸し借りをするときなど。		農地法第5条1項
●自己所有の農地の転用。	農地を農地以外のものにするとき（住宅用地などに）。	所有者	農地法第4条1項

1. 申請書（届出書）の用紙は、事務局でお渡しています。
2. 転用の場合、その都市計画区域・農振法による区域区分で簡単でないところがありますから、特によく調べましょう。
3. 不明な点は、農業委員さん・当事務局にお尋ねください。

水道管は寒がりや

コートを着せてあげましょ

寒さは水道管の大敵です。気温が零下4度以下になると、水道管や水道メーターは凍ったり破裂したりします。早目に冬じたくをしましょう。

★とくに凍りやすい水道管は…

- 風当たりの強い戸外にある水道管
- 北向きの日陰にある水道管
- むき出しになっている水道管

★冬じたくは、こんなふう…

- むき出しの水道管には、保温材等を

巻いて保温してください。水道指定工事店でも取付けます。

- メーターボックスの上は、ムシロ等

でおおいをしてください。

★もしも水道管が凍ってしまったら…

じゃ口を開け、タオルや布をかぶせてじゃ口の方から、ぬるま湯をまんべんなくかけながら、気長にとかけてください。急に熱湯をかけると水道管やじゃ口が破裂します。

今、庭木消毒によいときです

鳥栖造園組合青年部・緑陽会は、越冬害虫の通期防除(12月・2月)をおすすめします。越冬した害虫は春春活動を開始しますので冬のうちに殺虫剤を散布す

るのが効果的です。

安楽寺町の古川弘己

さん(☎0346)に連絡すると、会員が調査、見積りのうえ、実施日を打合せます。料金は薬液1ℓにつき50円。

緑陽会会長 高取 忠彦

来年4月の新入生 健康診断を必ず

来年4月小学校に入学する子どもたちの健康診断を行います。該当するのは、昭和46年4月2日から同47年4月1日までに生まれた子ども。該当する子どもの保護者は、住民登録で調査し11月下旬に通知状を送りました。もし通知が届かない場合でも、別表の日どりに従って会場

へおいでください。

新設の若葉小学校校区の子どもは、今回まで、従来の校区、鳥栖北小、田代小または麓小校区で診断を受けることになっています。

健康診断の日どり

場所(校区)	月日	時間
鳥栖小学校	12月20日☉	午後2時～3時30分
鳥栖北小学校	12月16日☉	午後2時～3時30分
田代小学校	12月15日☉	午後1時30分～3時
基里小学校	12月15日☉	午後1時30分～3時
麓小学校	12月15日☉	午後1時30分～3時
旭小学校	12月16日☉	午後1時30分～3時30分

高校生にインフルエンザの予防接種

市は、市内に住んでいる高校生(全日、定時とも)の希望者に、インフルエンザ予防接種を行います。市内の高校通学者は学校で接種をしますが、市外の高校に通っている人はこの機会を御利用ください。無料です。

○期日 第1回目…12月16日(金)

第2回目…12月26日(月)

追加…1月6日(金)

○場所 中央公民館

○受付時間 午後1時30分～2時50分

○お願い 学生証と保護者の印鑑を必ず持参してください。

ガン検診

胃の検診を次のとおり行います。申込みは市役所衛生課予防係へ電話で結構です。(電話☎3111・内線282)

とき 12月22日(木)

受付は午前9時～9時30分

ところ 中央公民館(本町二丁目)

申込み 12月16日(金)まで

人員 予定人員は60人

料金 250円(当日御持参ください)

話題

「名人」と評判の時田さん

鳥栖菊花会で、先生格の時田義光さん(37、山浦団地)は、この秋、宗像大社西日本菊花展で総理大臣賞、太宰府天満宮秋芳会菊花展で農林大臣賞を手にしました。秋芳会展の農林大臣賞は、昭和49年、50年について3回目。51年は同賞が時田さんの出品部門、大輪菊(走り咲き)以外の部門に与えられたため、同賞はなかったのですが、大輪菊では最高賞を取っていますので事実上、4年連続最高賞に輝いたわけで、「名人バイ」ともっばらの評判。

今年初めて獲得した西日本菊花展の総理大臣賞は、大輪、懸崖(かい)、盆栽づくりなど全種目合わせたの最高賞。菊づくり9年目の成果に時田さんはもちろん、



鳥栖菊花会のみさんの喜びもひとしおのものがあります。

時田さんは、「菊づくりに大切なのは土づくり、土のよあしが全体の3分の2を左右します。」と話しています。

名木の紅葉が見ごろ…

鳥栖市の33名木の中に、紅葉の美しい木があります。見に行ってみませんか。いちょう＝西法寺(蔵上町)、西清寺(田代上町)、正浄寺(宿町)、馨宗寺(立石町) けやき＝老松神社(蔵上町)、八坂神社(本町) かえり＝柚天満宮(柚比町)

水道工事当番店(12月)

水道の故障修理は、管工事組合へ(電話☎5038)。ただし午後5時以降、日曜日および祝日は次の当番店へどうぞ。

- 12月1日～15日 鳥栖設備 ☎☎3177
- 12月16日～28日 佐藤電気工事店 ☎☎3510

市民体育館の個人利用日(12月)

区分	2	6	7	14	16	21	23	27
	金	火	水	金	水	金	水	火
午前	×	×	○	○	×	○	×	×
午後	○	○	○	○	○	○	○	○
夜間	×	×	○	○	×	○	×	○

～簡易保険～

保険料のまとめ払いを

郵便局の簡易保険は、保険料のまとめ払いがお得です。3か月分以上まとめて払うと10分の1か月分、6か月分以上は2分の1か月分、1年分以上は1か月分が割引になります。まとまったお金のはいったとき、または留守がちな家庭では特に御利用ください。鳥栖郵便局

久留米市の電話番号が一部変わる

久留米市に久留米電報電話局上津分局が開局するため、同局に收容される電話の市内局番が21局または22局になり、電話番号も一部変わります。地域は上津、藤山町の全域と南、藤光町の大部分、西、諏訪野、野中町の久大線から南側部分と高良内、区分の一部。

切り替えは12月14日午後2時です。番号をお確かめのうえおかけください。

- 資格 一般男女(大学生も含む)
- 種目 29歳未満単・複(男・女)
39歳未満単・複(男・女)
40歳以上単・複(男・女)
- 参加料 単 300円・複 500円
- 申込み 当日午前9時まで会場

秋季卓球大会

秋季卓球大会を開きます。多数御参加ください。
日 時 12月18日 午前9時から

少年スポーツ教室始まる

(バドミントン)
市教育委員会は、少年層の健全育成の一環として、少年スポーツ教室・バドミントンコースを始めます。12月10日までに、教委社会体育係へ申込んでください。申込書は市民体育館および社会体育係にあります。

- 対象 市内在住の中・高生男女で初心者程度
- 期間 12月13日(火)～1月20日(金)
毎週火曜および金曜日

- 時間 午後4時～6時
- 費用 スポーツ傷害保険・用具代など1人700円。
- 講師 久保山八郎(スポーツ指導員市体協バドミントン部長)
- ※ラケット・上靴は各自持参し、運動のできる服装で参加すること。

バドミントン選手権大会

- 期日 12月11日 午前10時から
- 場所 鳥栖市民体育館